

令和4年度 門川町利用者負担基準額表

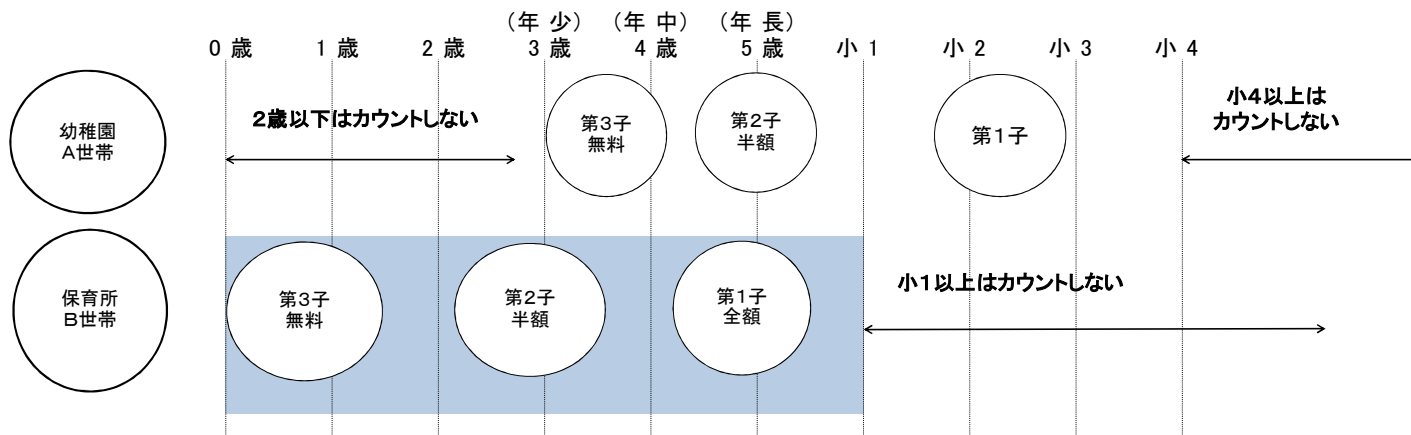
門川町基準 1号認定				
入所児童の属する世帯の階層区分			保育料 (月額:円)	
階層区分	定義			
国階層 町階層				
第1	A	生活保護法による被保護世帯		0
第2	B-1	市町村民税非課税世帯	母子、父子、障がい者を有する世帯	0
	B-2		その他の世帯	2,000
	B-3	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	母子、父子、障がい者を有する世帯	3,000
	B-4		その他の世帯	3,000
第3	C-1	市町村民税所得割額が 48,600円未満	母子、父子、障がい者を有する世帯	3,000
	C-2		その他の世帯	4,000
	C-3	市町村民税所得割額が 48,600円以上 60,000円未満	母子、父子、障がい者を有する世帯	5,000
	C-4		その他の世帯	8,000
	C-5	市町村民税所得割額が 60,000円以上 77,200円未満	母子、父子、障がい者を有する世帯	2,000
	C-6		その他の世帯	10,000
第4	U-1	市町村民税所得割額が 77,200円以上 97,000円未満		16,000
	U-2	市町村民税所得割額が 97,000円以上 111,000円未満		17,000
	U-3	市町村民税所得割額が 111,000円以上 169,000円未満		18,000
	U-4	市町村民税所得割額が 169,000円以上 211,300円未満		19,000
第5	E	市町村民税所得割額が 211,300円以上		24,000

門川町基準 2・3号認定										
入所児童の属する世帯の階層区分			保育標準時間 保育料(月額:円)			保育短時間 保育料(月額:円)				
			3号認定	2号認定		3号認定	2号認定			
階層区分	国階層	町階層	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
第1	A		生活保護法による被保護世帯	0		0	0		0	
第2	B0	市町村民税	非課税世帯	母子、父子、障がい者を有する世帯	0		0		0	
	B			上記以外の世帯	7,000		5,000	6,800		4,900
第3	C0	市町村民税	所得割額が48,600円未満	母子、父子、障がい者を有する世帯	4,500		3,500	4,400		3,400
	C1			上記以外の世帯	11,000		9,000	10,700		8,800
	C2			母子、父子、障がい者を有する世帯	6,000		5,000	5,800		4,900
第4	C3	市町村民税	所得割額が48,600円未満	上記以外の世帯	17,000		15,000	16,700		14,700
	D0			母子、父子、障がい者を有する世帯	9,000		6,000	9,000		6,000
第5	D1	市町村民税	所得割額が48,600円以上 60,000円未満	上記以外の世帯	21,000		18,000	20,600		17,600
	D0			母子、父子、障がい者を有する世帯	9,000		6,000	9,000		6,000
	D2			上記以外の世帯	24,000		21,000	23,500		20,600
	D0			母子、父子、障がい者を有する世帯	9,000		6,000	9,000		6,000
第6	D3	市町村民税	所得割額が60,000円以上 84,000円未満	上記以外の世帯	27,000	24,000	23,400	26,500	23,500	23,000
	D4			上記以外の世帯	30,000	27,000	26,400	29,400	26,500	25,900
第7	D5	市町村民税	所得割額が84,000円以上 133,000円未満	上記以外の世帯	37,000	33,000	30,000	36,300	32,400	29,400
	D6			上記以外の世帯	42,000	35,000	32,000	41,200	34,400	31,400
第8	D7	市町村民税	所得割額が133,000円以上 301,000円未満	上記以外の世帯	46,000	36,000	33,000	45,200	35,300	32,400
第9	D8	市町村民税	所得割額が301,000円以上 397,000円未満	上記以外の世帯	48,000	38,000	35,000	47,100	37,300	34,400
第10	D9	市町村民税	所得割額が397,000円以上	上記以外の世帯	50,000	40,000	36,000	49,100	39,300	35,300

※ ひとり親世帯等の「約360万円未満相当」の所得割課税額については77,200円未満の部分です。

※ 二人親世帯の「約360万円未満相当」は色づけしている部分です。

- ① 保育料の年齢は、令和4年4月1日現在の満年齢を基準にして計算します。(保育認定では、年度の途中で誕生日を迎えても変更はありません。)
- ② 令和4年度8月までの保育料は令和3年度の市町村民税額、9月以降の保育料は令和4年度の市町村民税額により決定されます。
- ③ 多子世帯の保育料軽減について
  - ※1号認定で小学校3年生までの兄弟がある場合は、その児童を含めて第2子は半額、第3子は無料となります。
  - ※2号及び3号認定で小学校就学前の子どもが2人以上同時就園の場合は、第2子は半額、第3子は無料となります。
- ④ 「国基準」とは、国が定めている保育料ですが、子育て世帯の軽減を図るため、町独自の保育料を定め、その差額分については門川町が補てんします。



※ 認定こども園の場合、教育標準時間認定(1号認定)を受ける子どもについては幼稚園と、保育認定(2号・3号認定)を受ける子どもについては保育所と同様になります。

※ 平成28年度から360万円未満相当の世帯については、多子カウントにおける年齢制限が撤廃されています。  
年収360万円未満相当の世帯の場合、第1子の年齢にかかわらず、第2子の保育料が半額、第3子以降の保育料が無料となります。  
また、年収360万円未満のひとり親世帯等の場合は、第2子以降が無料となります。

※ 平成29年度から、市町村民税非課税世帯の場合は、第2子以降が無料となります。(第2階層部分)

※ 幼児教育の無償化(令和元年10月実施)によって、3歳～5歳(※0～2歳については住民税非課税世帯)の保育料が無償となりました。(副食費等、実費は有料です)